

※ 生徒の保護者等が「個人番号カード（写）等貼付台紙」を提出されない場合の様式

※学校において記入		学校使用欄	認定番号	
学 校 受付日	年 月 日		整理番号	

広島県知事 様

令和 年 月 日

高等学校等就学支援金（新入生用）

（次の3つの事項のうち、いずれかの口に✓印を付けてください。）

☐	A 受給資格認定申請	高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
☐	B 収入状況届出書（2回目以降）	既に就学支援金の受給資格の認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入に関する事項について、届け出ます。
☐	C 辞退届出書（認定申請の辞退・受給資格の放棄）	就学支援金の受給資格の認定を申請しません（受給資格を放棄します）。 【辞退・放棄理由】 ☐ 課税標準額などにより算出する額が基準額を超え、認定見込みがない（所得制限見込み）ため。 ☐ その他（ ）

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口に✓印を付けてください。）

☐	<u>この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。</u>
☐	<u>この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。</u>

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日			
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等連絡先	氏名	昼間の連絡先（電話番号）		
		E-mail		
生徒が在学する学校の名称	広島翔洋高等学校			
学年・組・学籍番号	普通科・ビジネス科 1 年 組 番			

A

【1. 高等学校等の在学期間について】（**B** **C** の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

〔注〕過去に高等学校等に在学した期間がある場合は、「過去に別の高等学校等に在学していた期間」の欄を記入し、高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書又は在学期間の分かる資料を添付してください。

A	B	【2. 保護者等の収入の状況について】 （ C の場合は記入不用です。）			
支給時期の区分		令和4年7月～（令和4年度の課税証明書等を添付）			
（1）申請時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については、次のとおりです。 （次の①から⑧までの<u>いずれかの</u>□に✓印を付けてください。） 次の保護者等の課税証明書等を添付します。					
①	☐	親権者2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合			
②	☐	親権者1名分 （アからウまでの <u>いずれかの</u> □に✓印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までの <u>いずれかの</u> □に✓印を付けてください。）			
		ア ☐	離婚、死別、未婚出産等により親権者が1人の場合		
		イ ☐	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合		
		ウ ☐	親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の提出を要しますが、別居している親権者に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合は、その者を養育放棄として取り扱うため、その者の課税証明書等の提出は不要です。		
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。 ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）			
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者 （以下「主たる生計維持者」という）（両親等） 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合			
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 （アからウまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）			
		ア ☐	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合		
		イ ☐	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合		
		ウ ☐	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等		
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等			
次の理由により、課税証明書等を添付しません。					
〔生徒が児童福祉施設等に入所している場合でも、保護者等が存在する場合は、保護者等の課税証明書等の添付が必要です（家庭の事情によりやむを得ず添付できない場合を除く）。〕					
⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人、主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合			
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合			
（2）課税証明書等を添付する保護者等の氏名と続柄（⑦又は⑧に✓印を付けた場合は不要です。）					
保護者等①	(ふりがな)	生徒との続柄	保護者等②	(ふりがな)	生徒との続柄
		☐ 父 ☐ 母			☐ 父 ☐ 母
		☐ 未成年後見人			☐ 未成年後見人
		☐ その他()			☐ その他()
※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。					
【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□に✓印を付けてください。）					
☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。					